

## 調整交付金の算定方法について（案）

### 1. 調整の考え方

- 第1号保険料率が市町村間で異なる要因としては、
  - ①給付に要する費用の違い
    - ア) 要介護となる可能性の高い後期高齢者の加入割合
    - イ) 要介護者1人当たりの給付費（給付水準）
  - ②第1号被保険者の所得段階別の構成割合の違い
  - ③災害等により保険料の減免を行った場合などの特殊事情の存在等が考えられる。
  
- このうち、①ア) 及び②については、これらの事由は全ての市町村について共通に生ずるものであり、かつ、市町村の責に帰すべきでない事項であることから、できる限りその格差を平準化する必要がある。  
従って、この2つの事由による調整は普通調整交付金として位置付け、全市町村における市町村間格差を調整する仕組みとする。すなわち、同じ給付水準であればこれらの事由が異なっても基本的には同じ保険料となるように調整する。
  
- 一方、③のなかには、調整交付金により財政支援を行うことが適当なものもあるものと考えられる。  
また、①イ) については、基本的には保険料率の違いに反映させることが適当と考えるが、必ずしもその水準の相違が市町村の責に帰すべきでないと考えられるものについては、一定程度その格差を調整することとしてはどうかという考え方もある。  
これらの事由による調整は、後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者割合による調整を普通調整交付金としてできる限り完全な形で行い、残りの部分で、特別調整交付金としてその格差をできるだけ調整する仕組みとしてはどうか。

## 2. 普通調整交付金の算定方法

- 普通調整事由（後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者数割合）を平成10年9月に当部会においてお示したような考え方に基づいて調整するための算定式は以下のとおりである。

普通調整交付金＝当該市町村の標準給付費額×普通調整交付金の交付割合

・ 普通調整交付金の交付割合（％）  
＝ 22％－（17％×後期高齢者補正係数×所得補正係数）

・ 後期高齢者補正係数

$$\begin{aligned} &= (\text{全国の前期高齢者加入率} \times \text{全国の前期要介護発生率} + \text{全国の後期高齢者加入率} \times \text{全国の後期要介護発生率}) \\ &\div (\text{当該市町村の前期高齢者加入率} \times \text{全国の前期要介護発生率} + \text{当該市町村の後期高齢者加入率} \times \text{全国の後期要介護発生率}) \end{aligned}$$

・ 所得補正係数

$$= 1 - \{ 0.5 \times (\text{当該市町村の第1段階被保険者割合} - \text{全国の第1段階被保険者割合}) + 0.25 \times (\text{当該市町村の第2段階被保険者割合} - \text{全国の第2段階被保険者割合}) - 0.25 \times (\text{当該市町村の第4段階被保険者割合} - \text{全国の第4段階被保険者割合}) - 0.5 \times (\text{当該市町村の第5段階被保険者割合} - \text{全国の第5段階被保険者割合}) \}$$

（所得補正係数は、6段階による保険料設定を行う市町村や各段階の負担割合を変更する市町村においても、5段階による保険料設定を前提として、同じ算定式により算定する。）

### 3. 特別調整交付金の交付事由等

- 普通調整交付金による調整でどの程度の残額が生ずるかについては、普通調整事由や給付費見込額がどのような状況となっているかにより異なってくるが、普通調整により残額が生ずる場合に特別調整を行うこととしてはどうか。
  
- 特別調整交付金の交付事由としては、特殊事情のうち、
  - ①すべての市町村に生ずるわけではないが、通常生じた場合には保険料率を上昇させることとなる要因であって、
  - ②当該事由による保険料率の上昇が当該市町村の責に帰せないものであるものといった要件に当てはまるものを対象とすることが考えられる。
  
- このような要件に当てはまるものとして、災害等が生じたことにより保険料減免や利用者負担割合の減免を行った場合を対象としてはどうか。
  
- また、給付水準に関わるものであっても、
  - ①当該事由による保険料率の上昇が当該市町村の責に帰せないものであるものであり、かつ、
  - ②介護保険制度の枠組みのなかでその格差を調整することが適当と考えられるものであるといった要件に当てはまる一定の事由については、一定程度、その格差を調整してはどうかという考え方があるが、これらの事由に当てはまる事由としてどのようなものが考えられるか。例えば、市町村が離島等に存在する場合を対象としてはどうか。

(参考1) 昨年9月の老人保健福祉部会提出資料

調整交付金の算定方法について(案)

- 第1号保険料率が市町村間で異なる要因としては、
  - ①給付に要する費用の違い
    - ア) 要介護となる可能性の高い後期高齢者の加入割合
    - イ) 要介護者1人当たりの給付費(給付水準)
  - ②第1号被保険者の負担能力の(所得段階別の被保険者の構成割合)の違い
  - ③災害等により保険料の減免を行った場合などの特殊事情の存在等が考えられる。
  
- これを踏まえ、①ア)及び②について調整を行うとした場合の算定式として現段階で考えられる案は以下のとおり。

<p>当該市町村において調整交付金が介護給付費等に占める割合(%) = (22% - α%) - 17% × 後期高齢者補正係数 × 所得補正係数</p>
---

※ なお、算定式中α%は、特別調整交付金として、①イ)のうち市町村の責によらない給付水準の違いと③の事由について調整を行うこととした場合の当該調整に充てられる部分である。

①後期高齢者補正係数

: 全国標準的な要介護者の発生率と当該市町村の要介護者の発生率との乖離により第1号保険料で賦課すべき割合を補正

<補正係数の設定の考え方(例)>

第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合が全国標準より高いために、標準よりも要介護者の発生率が1.2倍であるA町

: 給付費も全国標準的な市町村の1.2倍となるので、調整交付金が一律5%交付された場合には、第1号被保険者の保険料率も1.2倍となる

→ A町の第1号保険料率が全国標準的な後期高齢者加入割合の市町村と同じ水準になるよう、後期高齢者補正係数が10/12となるように設定

→ この場合、第1号保険料で賦課徴収すべき割合は給付費の14.2%となり、調整交付金の割合は7.8%となる(算定式中のα%はゼロ、所得補正係数は1とする)

②所得補正係数

: 全国標準的な第1号被保険者の所得段階別の割合と当該市町村の第1号被保険者の所得段階別の割合との乖離により第1号保険料で賦課すべき割合を補正

<補正係数の設定の考え方(例)>

第1号被保険者の所得段階別割合について全国標準よりも低所得者が多いB町。仮に、

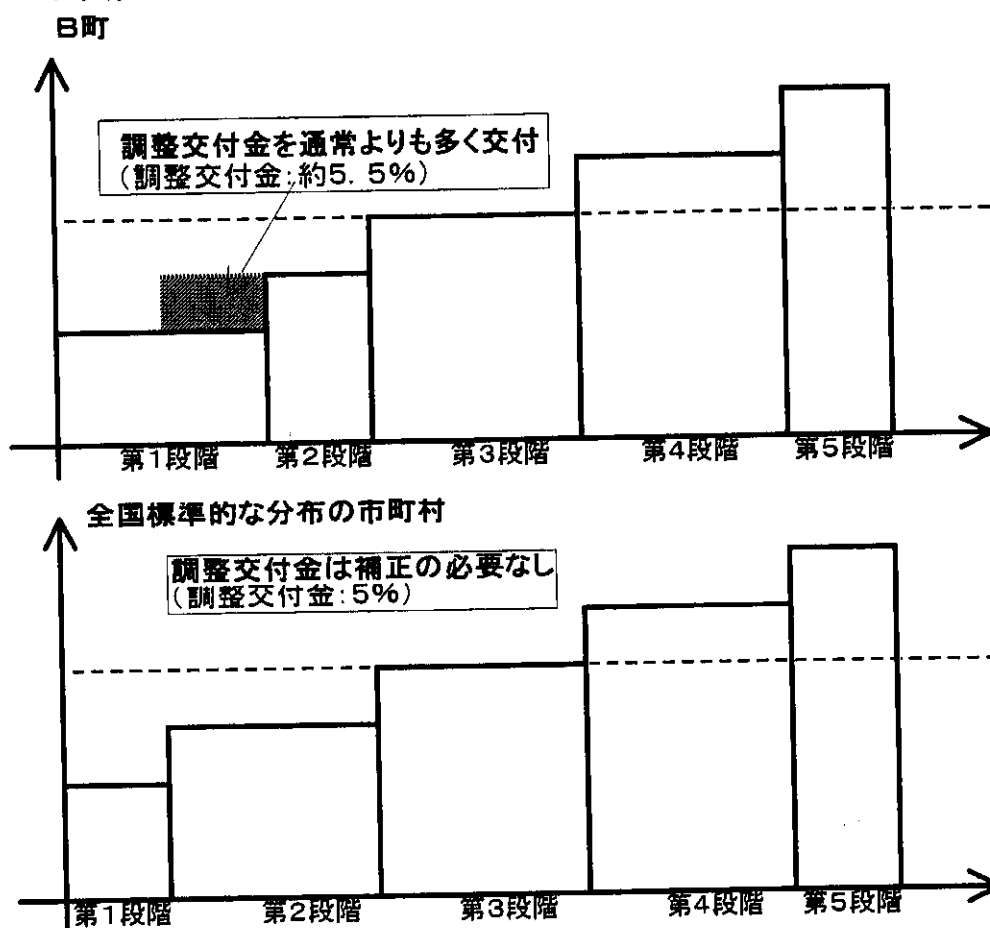
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
・全国標準的な所得分布	= 1	: 2	: 2	: 2	: 1
・ B町	= 2	: 1	: 2	: 2	: 1

と仮定すると、調整交付金が一律5%交付された場合には、B町の基準額は被保険者数が同数の全国標準的な市町村よりも約3%高くなる

→ B町の第1号保険料率が全国標準的な市町村と同じ水準になるよう、所得補正係数が100/103となるように設定

→ この場合、第1号保険料で賦課徴収すべき割合は給付費の16.5%となり、調整交付金の割合は5.5%となる(算定式中のα%はゼロ、後期高齢者補正係数は1とする)

(イメージ図)



※ 調整交付金の算定式案については、介護保険事業計画のために行うサービス需要量の見込等を踏まえて、特別調整交付金の交付事由、交付枠等について検討を行い、今後、さらに審議いただく予定。

## (参考2) 普通調整交付金の交付の具体例

※中期財政運営は考慮しておらず、特別調整部分(α%)は0%と仮定。

### (全国平均の数値)

以下の前提とする。(括弧内は、人口3万人ベースの全国平均値)

- ・65歳以上人口17%(5,100人)
- ・前期高齢者加入割合59%(3,014人)、後期高齢者加入率41%(2,086人)
- ・所得段階別被保険者割合は右表のとおり
- ・前期高齢者要介護発生率2%、後期高齢者要介護発生率12%(要介護者・要支援者は621人)
- ・特別調整部分(α%)は0%

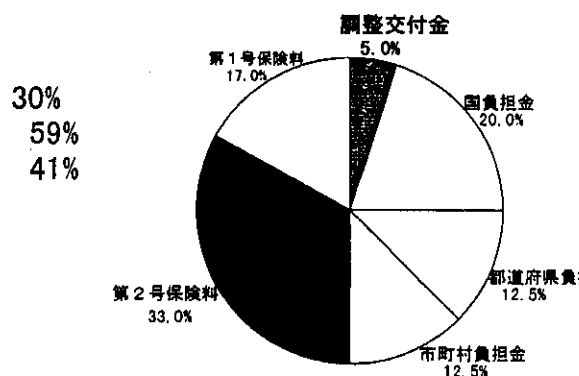
所得段階	割合
第1段階	2%
第2段階	28%
第3段階	46%
第4段階	14%
第5段階	9%

### (A町)

- ・サービス水準 : 平均と同じ
- ・高齢化率 : 平均よりも高い(30%)
- ・後期高齢者加入割合 : 平均と同じ
- ・所得段階別の被保険者割合 : 平均と同じ

⇒高齢化率の高さに関わらず、保険料額が全国平均と同じ2,500円となる

人口	30,000
65歳以上人口	9,000
前期高齢者(65~74歳)	5,318
後期高齢者(75歳~)	3,682
要介護者・要支援者数	1,096
介護給付費(億円)	16
後期高齢者補正係数	1
所得補正係数	1
調整交付金の交付割合(%)	5
第一号保険料賦課総額(億円)	2.68
A町の保険料基準額(月額)	¥ 2,500



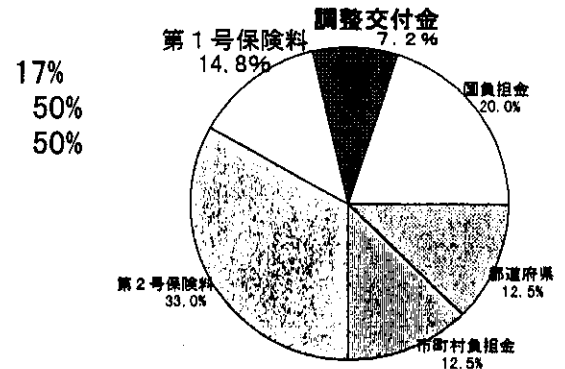
$$\begin{aligned} \text{保険料基準額(月額)} &= 16 \text{ 億} \times (0.22 - 0.17 \times 1 \times 1) \div (9000 \times 0.02 \times 0.5 + 9000 \\ &\quad \times 0.28 \times 0.75 + 9000 \times 0.46 \times 1 + 9000 \times 0.14 \times 1.25 + \\ &\quad 9000 \times 0.09 \times 1.5) \div 12 \end{aligned}$$

(B町)

- ・ サービス水準 : 平均と同じ
- ・ 高齢化率 : 平均と同じ
- ・ 後期高齢者加入割合 : 平均より高い (50%)
- ・ 所得段階別の被保険者割合 : 平均と同じ

⇒ 後期高齢者加入割合の高さに関わらず、保険料額が全国平均と同額の 2,500 円となる

人口	30,000
65歳以上人口	5,100
前期高齢者(65~74歳)	2,550
後期高齢者(75歳~)	2,550
要介護者・要支援者数	714
介護給付費(億円)	10
後期高齢者補正係数	0.87
所得補正係数	1.00
調整交付金の交付割合(%)	7.21
第一号保険料賦課総額(億円)	1.52
B町の保険料基準額(月額)	¥ 2,500



$$\text{保険料基準額(月額)} = 10 \text{ 億} \times (0.22 - 0.17 \times 0.87 \times 1) \div (5100 \times 0.02 \times 0.5 + 5100 \times 0.28 \times 0.75 + 5100 \times 0.46 \times 1 + 5100 \times 0.14 \times 1.25 + 5100 \times 0.09 \times 1.5) \div 12$$

$$\begin{aligned} * \text{後期高齢者補正係数}(0.87) &= (0.59 \times 0.02 + 0.41 \times 0.12) \\ &\div (0.5 \times 0.02 + 0.5 \times 0.12) \end{aligned}$$

(C町)

- ・ サービス水準 : 平均と同じ
- ・ 高齢化率 : 平均と同じ
- ・ 後期高齢者加入割合 : 平均と同じ
- ・ 所得段階別の被保険者割合 : 平均よりも低い

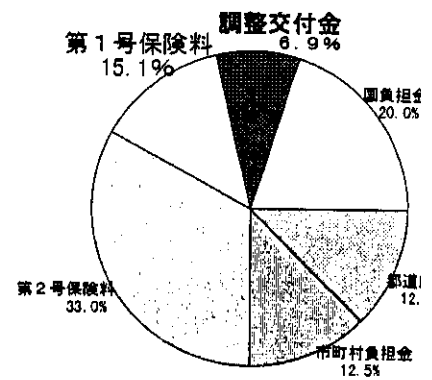
⇒ 所得段階別の被保険者割合が相対的に低い

にも関わらず、保険料額が全国平均と同額の 2,500 円となる。

所得段階別被保険者割合

第1段階	7%
第2段階	38%
第3段階	50%
第4段階	4%
第5段階	1%

人口	30,000	
65歳以上人口	5,100	17%
前期高齢者(65~74歳)	3,014	59%
後期高齢者(75歳~)	2,086	41%
要介護者・要支援者数	621	
介護給付費(億円)	9	
後期高齢者補正係数	1	
所得補正係数	0.885	
調整交付金の交付割合(%)	6.955	
第一号保険料賦課総額(億円)	1.35	
C町の保険料基準額(月額)	¥ 2,500	



$$\text{保険料基準額(月額)} = 9 \text{億} \times (0.22 - 0.17 \times 1 \times 0.885) \div (5100 \times 0.07 \times 0.5 + 5100 \times 0.38 \times 0.75 + 5100 \times 0.50 \times 1 + 5100 \times 0.04 \times 1.25 + 5100 \times 0.01 \times 1.5) \div 12$$

$$\text{* 所得補正係数}(0.885) = 1 - \{0.5 \times (0.07 - 0.02) + 0.25 \times (0.38 - 0.28) - 0.25 \times (0.04 - 0.14) - 0.5 \times (0.01 - 0.09)\}$$

(D町)

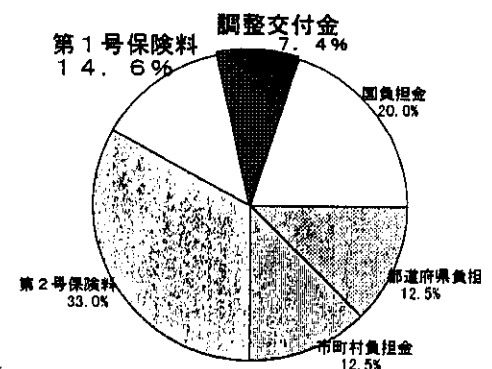
- ・ サービス水準 : 平均と同じ
- ・ 高齢化率 : 平均より高い
- ・ 後期高齢者加入割合 : 平均より高い
- ・ 所得段階別の被保険者割合 : 平均より低い

所得段階別被保険者割合

第1段階	10%
第2段階	31%
第3段階	44%
第4段階	12%
第5段階	3%

⇒ 高齢化率が高く、後期高齢者加入割合が高く、所得段階別被保険者数割合が相対的に低いにも関わらず、保険料額が全国平均の2,500円となる

人口	30,000	
65歳以上人口	7,800	26%
前期高齢者(65~74歳)	4,290	55%
後期高齢者(75歳~)	3,510	45%
要介護者・要支援者数	1,014	
介護給付費(億円)	15	
後期高齢者補正係数	0.94	
所得補正係数	0.92	
調整交付金の交付割合(%)	7.42	
第一号保険料賦課総額(億円)	2.13	
D町の保険料基準額(月額)	¥ 2,500	



$$\text{保険料基準額(月額)} = 15 \text{億} \times (0.22 - 0.17 \times 0.94 \times 0.92) \div (7800 \times 0.10 \times 0.5 + 7800 \times 0.31 \times 0.44 + 7800 \times 0.50 \times 1 + 7800 \times 0.12 \times 1.25 + 7800 \times 0.03 \times 1.5) \div 12$$

$$\text{* 後期高齢者補正係数}(0.94) = (0.59 \times 0.02 + 0.41 \times 0.12) \div (0.55 \times 0.02 + 0.45 \times 0.12)$$

$$\text{* 所得補正係数}(0.92) = 1 - \{0.5 \times (0.10 - 0.02) + 0.25 \times (0.31 - 0.28) - 0.25 \times (0.12 - 0.14) - 0.5 \times (0.03 - 0.09)\}$$